

和泉市税条例等の一部改正について（概要）

総務部税務室

1 主な改正の理由

地方税法等の改正により、和泉市税条例等について下記の所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

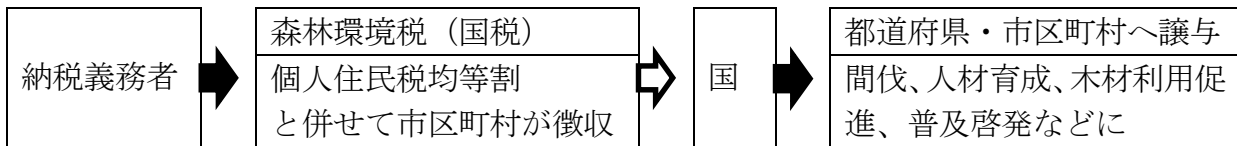
(1) 森林環境税の導入に伴う徴収方法等の新設（市税条例第14条の6、第16条、第18条、第20条の6、第20条の10）

<内容>

令和6年度から、森林整備及びその促進に関する費用に充てるために1人年額1,000円を徴収する森林環境税について、個人住民税均等割と併せて賦課及び徴収するものです。

なお、森林環境税は、国税として徴収され、森林環境譲与税として都道府県及び市区町村へ譲与されるものです。

【森林環境税】



【森林環境譲与税】

※森林環境税：年額1,000円徴収（個人市民税均等割納税義務者を対象）

※森林環境譲与税：私有林人工林面積、林業就業者数、人口より按分

<改正理由>

令和6年度から徴収が開始される森林環境税について、市において賦課及び徴収を行うため。

<施行日>

令和6年1月1日

(2) 大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額措置の創設（市税条例附則第13条の8の3、附則第13条の11第9項）

<内容>

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を1/3減額するものです。

【対象となるマンションの要件】

- ①建築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ②大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。

<改正理由>

高齢年マンションにおいて、長寿命化工事に必要な積立金が不足している状況を踏まえ、必要な積立金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しするため。

<施行日>

公布の日

(3) 軽自動車税種別割に係る区分の見直し（市税条例第32条）

<内容>

原動機付自転車として区分されていた電動キックボード等について、電動機の定格出力が0.6kw以下及び最高速度20km/h以下であることを要件に、特定小型原動機付自転車として新たに定義されたことに伴い、軽自動車税（種別割）の区分を見直し、税率を2,000円とするものです。

原動機付自転車 ※ミニカーの一部含む	特定小型 原動機付自転車	電動キックボード等 ※定格出力0.6kw以下、最高速度20km/h以下
	一般 原動機付自転車	上記以外の原動機付自転車

<改正理由>

令和5年7月1日から、道路交通法の改正により電動キックボード等が現行の原動機付自転車から区分して特定小型原動機付自転車と新たに定義されるため。

<施行日>

令和5年7月1日

(4) 軽自動車税種別割に係る軽減措置の適用期限の延長（市税条例附則第15条、附則15条の2第1項）

<内容>

電気自動車等の新車取得の翌年度に限り軽自動車税種別割を軽減する特例措置（グリーン化特例）の適用期限について、令和5年3月31日までの取得であったものを令和8年3月31日までに3年間延長を行うとともに、営業用乗用車について、適用対象車両を電気自動車等に限定していくため、段階的に措置を講ずるものです。

【軽自動車税（種別割）グリーン化特例の適用区分】

軽減割合	適用対象車	備考
75% 軽減	電気自動車等	令和7年度取得分まで延長 (※以後見直し)
50% 軽減	令和12年度基準90%+令和2年度基準達成（営業用乗用車に限る）	令和7年度取得分まで延長 (※以降延長なし)
25% 軽減	令和12年度基準70%+令和2年度基準達成（営業用乗用車に限る）	令和6年度取得分まで延長 (※以降延長なし)

<改正理由>

低炭素社会の実現や環境対策のため、より燃費性能等の優れた軽自動車の普及を促進するため。

<施行日>

公布の日

(5) 軽自動車税に係る燃費・排ガス不正行為に対する特例加算割合の引上げ（市税条例附則第14条の2の2、附則第15条の2第3項）

<内容>

自動車メーカー等の不正により、軽自動車税の環境性能割及び種別割に納付不足額が生じた場合に、当該不正を行ったメーカーに納税義務を負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際の加算割合を現行の10%から35%に引き上げるものです。

<改正理由>

一部メーカーによる燃費・排ガス試験の不正行為が発覚したことを踏まえ、税制上の再発防止策の強化を図るため。

<施行日>

令和6年1月1日

(6) その他所要の規定の整備について（市税条例第15条の2の2、第20条、第21条、第39条の5、第39条の7、附則第10条の2、附則第13条の10、附則第13条の11第3項から第7項、附則第14条の2、附則第14条の2の2、附則第14条の2の3、附則第14条の6、附則第23条）

<内容>

地方税法等の改正により、項ずれの規定整備及び法令等の規定と同様の規定に改正又は追加及び削除を行うもの。

<施行日>

公布の日	市税条例第20条、第21条、第39条の5、第39条の7、 附則第10条の2、附則第13条の10、 附則第13条の11第3項から第7項、附則第14条の2、 附則第14条の2の2、附則第14条の2の3、 附則第14条の6、附則第23条
令和7年1月1日	市税条例第15条の2の2

和泉市景観条例の制定について（概要）

都市デザイン部都市政策室

1 主な制定の理由

本市は、北部から中部、南部へと起伏のある細長い地形で形成されており、北部地域は、歴史的文化遺産を始め、政治的役割を担ってきた地域で、昔ながらのまちなみが築かれている。また、中部地域は大規模開発による都市機能が構築され、南部地域の美しく豊かな自然環境との調和が図られている。

このような良好な景観の形成と豊かな生活環境を市民共通の資産として将来に引き継ぐため、その整備及び保全を図るなど、より積極的に景観行政事務を実施するため、「和泉市景観計画」の策定を行うものである。

このような背景のもと、景観の形成に係る基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号）の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

2 主な制定の内容

○行為の規制

届出を要する行為、特定届出対象行為、事前協議、行為の完了の届出、勧告・変更命令等に係る手続等、行為の規制等に関して必要な事項を定める。

○景観重要建造物等の指定手続

景観重要建造物・景観重要樹木の指定等に当たり、和泉市景観審議会の意見聴取等の手続を定める。

○表彰及び支援

良好な景観の形成に寄与していると認められる市民等に対して表彰を行うことができるものとする。

○和泉市景観審議会

調査審議のために、和泉市景観審議会を設置し、必要な事項を定める。

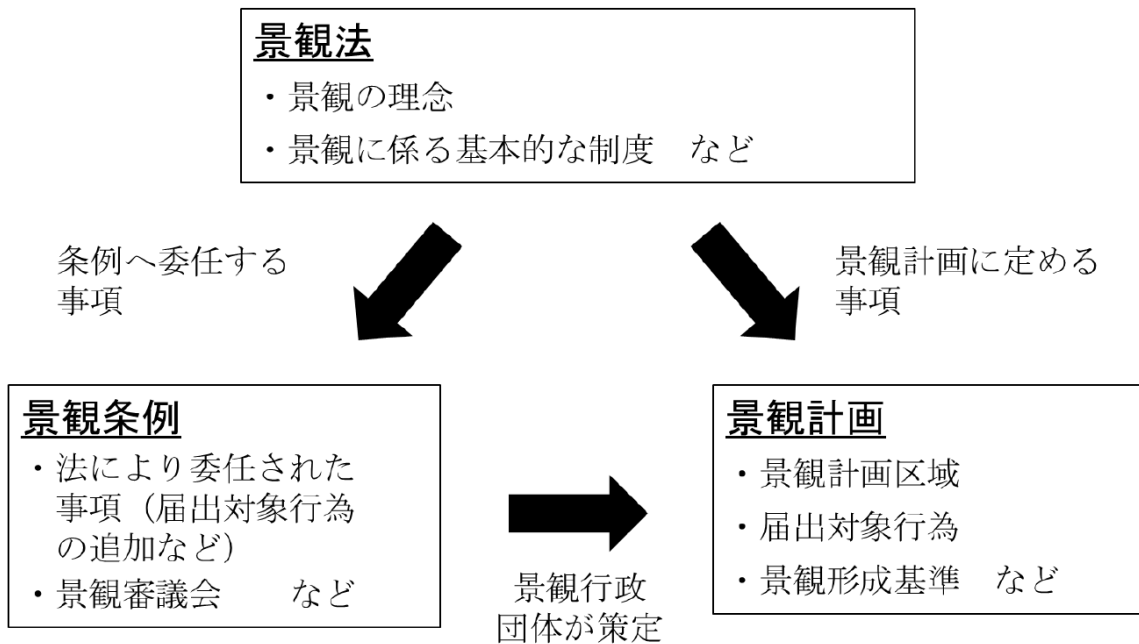
3 施行期日

令和5年8月1日（一部施行）

令和6年1月1日（全部施行）

4 その他参考事項

(1) 条例の位置づけ



(2) 和泉市景観計画について 資料1を参照

(3) 得られる効果

景観計画の策定及び景観条例の制定により、景観計画区域や届出対象行為、景観形成基準、景観計画を運用するために必要な事項を独自に定めることができるようになり、緩やかではあるものの地域の特性に応じた良好な景観の形成を図ることが可能となる。

【具体例】市域全域を対象に、景観に影響を与える大規模な行為等について届出を義務付けることで、年間の届出が20件程度となる見込み。(H23～R2の届出実績：2件)

(4) 府内の状況

資料2のとおり。府内43市町村のうち18市が景観計画を策定し運用。

(5) スケジュール

令和5年4月 景観条例・景観計画のパブリックコメント結果公表
6月 景観条例議会提案
8月 景観条例一部施行（景観行政団体化・大阪府景観計画の運用）
和泉市景観計画の諮問【都市計画審議会】
9月 和泉市景観計画策定
周知期間
令和6年1月 和泉市景観条例全部施行・和泉市景観計画運用開始

和泉市観音寺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例の制定について（概要）

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な制定の理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画観音寺地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図る必要がある。

2 主な制定の内容

令和4年12月27日付けで、和泉市都市計画審議会において南部大阪都市計画地区計画（観音寺地区）の決定等が議決されたことを受け、当該地区計画における地区整備計画の制限の内容のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の5に掲げる基準に従い次の事項を条例で定める。

- （1）用途に関する制限
- （2）敷地面積に関する制限
- （3）外壁の後退距離に関する制限
- （4）建築物の高さに関する制限

3 施行期日

公布の日

和泉市火災予防条例の一部改正について（概要）

消防本部予防課

1 主な改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、急速充電設備に関する規定の整備を行うとともに、その他所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

（1）喫煙所の標識に関する規定の整備【第1条】

ア 喫煙専用室標識の設置

喫煙専用室標識を設置する場合、喫煙所の標識は不要とする。

イ 標識と併せて設ける図記号

標識と併せて図記号を設ける場合は、ISO又はJISに適合させるものとする。

（2）急速充電設備に関する規定の整備【第2条】

ア 急速充電設備の定義の変更

出力要件を見直し、分離型の急速充電設備について規定する等。

イ 充電ポストの取扱い

分離型の急速充電設備の充電ポストについて、建築物から3メートル確保すること及び筐体を不燃性の金属材料で造ることの規定は適用しないこととする。

ウ 緊急停止装置の設置

緊急停止装置の設置について、異常時に速やかに操作できるようにという要件を設ける。

エ 蓄電池について

主として保安のために設置する蓄電池について、安全措置を講ずることの規定は適用しないこととする。また、分離型の急速充電設備では、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととする。

オ その他

3 施行期日

（1）第1条：公布の日

（2）第2条：令和5年10月1日

4 経過措置

（1）施行時に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構

造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- (2) 当分の間、喫煙専用室標識又は指定たばこ専用喫煙室標識を設置する場合は、喫煙所の標識は不要とする。
- (3) 施行時に設置され、又は設置の工事がされている標識と併せて設ける図記号で、I S O又はJ I Sに適合しないものは、なお従前の例による。

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について（概要）

市民生活部市民室

1 主な改正の理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正（令和5年5月11日施行）に伴い、個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書機能がスマートフォンに搭載できることになる。

については、個人番号カードだけでなくスマートフォンに搭載されている利用者証明用電子証明書を利用して、多機能端末機にて印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう、規定の整備を図る必要がある。

※多機能端末機：本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、証明書を交付する機能を有するものをいう。

2 主な改正の内容

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和55年和泉市条例第16号）について、個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用した場合に限り、多機能端末機における証明書交付が可能である旨規定していたが、利用者証明用電子証明書を搭載したスマートフォンを利用することでも多機能端末機における証明書交付が可能となるよう、表現を改める。（第14条の2）

3 施行期日

公布の日から施行する。

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（概要）

教育・こども部こども未来室

1 主な改正の理由

「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日付け成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

第10条第3項中「研修を修了したものでなければならない。」を「研修を修了したもの（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。